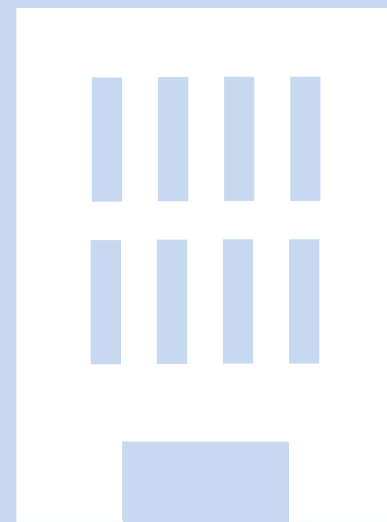
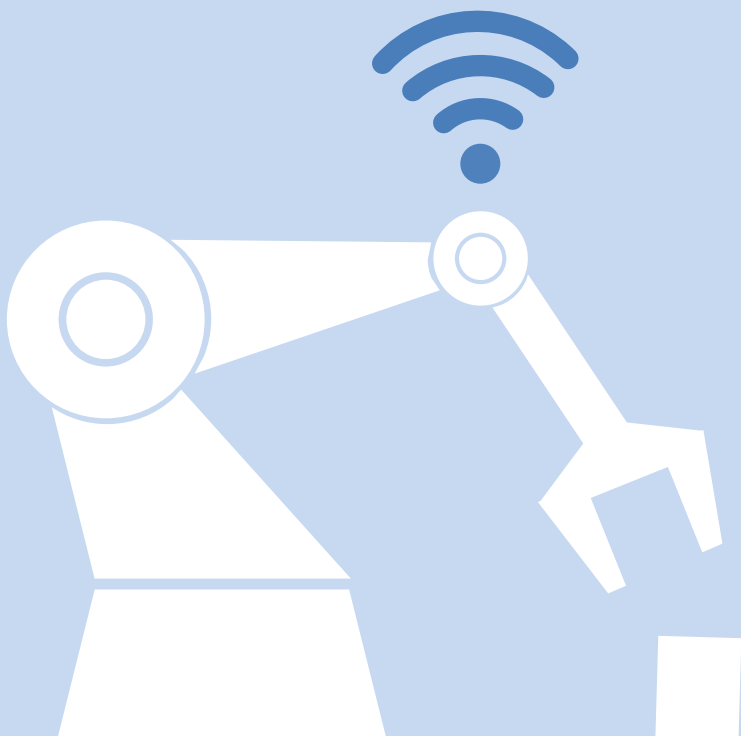


データ利活用の事例集

SOCIETY5.0

— データ利活用のポイント集 別冊 —



目次

■ データ利活用の事例

Case01 Data Provider①
(事例) 株式会社ゼンリン

Case02 Data Provider②
(事例) アスクル株式会社

Case03 Data Platformer①
(事例) 株式会社ランドログ

Case04 Data Platformer②
(事例) 株式会社シップデータセンター

Case05 Data Platformer③
(事例) 株式会社Data EX Platform

概要説明

本書の目的



経済産業省 知的財産政策室が公表した「[データ利活用のポイント集](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/datapoint.pdf)※」に即して、データ利活用を推進する企業の**具体的な取り組みやそのポイントを紹介**することによって、読者がデータ利活用のイメージやポイントを掴み、その第一歩を踏み出すことを目的として作成。

(※ データ利活用のポイント集 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/datapoint.pdf>)

本書の構成



データ利活用の各ケースを下記 3 ページで説明。

1. 「データ利活用による新たな付加価値を創出した事例の概要」
2. 「データの流れ」と「留意するポイント」
3. 補足的に「関連する課題」と「課題に関する具体的な対策」を記載

不競法上の
ポイント！

当室が所管する不正競争防止法（[営業秘密](#)や[限定提供データ](#)）に関する記載は各ページの吹き出しにご注目ください。

自社内のデータのみを使用していたのでは得られなかったであろうメリット・ベネフィットを、データを積極的に第三者に提供を受けることを通じて実現。

ーデータ利活用のポイント集34頁ー

- ・ 自社が保有する複数のデータを様々な顧客企業に提供し、顧客企業が付加価値を付けることによってデータ利活用の可能性が高まるケースがある。

事例

Zenrin
株式会社ゼンリン

時代の変化・進化と共に、様々な用途に応じた詳細な地図DBを整備・提供



Before

冊子の地図から始まり、カーナビやインターネットの地図等、詳細な地図情報を、著作物である「地図」として整備・提供。

After

IoT時代における顧客の新たなニーズに応えるため、従来の著作物である「地図」としての提供のみならず、地図データの作成に必要な計測データや地図データを構成する各種ファクトデータを取引先に提供。

(出典) 株式会社ゼンリン ご提供資料、ホームページ IoT事業

<https://www.zenrin.co.jp/company/summary/business/iot/index.html>

収集したデータの流れ・留意するポイント



契約のポイント

不競法上の“営業秘密”や
“限定提供データ”の3要件を充足し得る！

✓ 営業秘密該当性を担保するための措置

- ①代理店等との契約事項（データ利活用のポイント集Q1,Q2,Q5）
 - 明示的に許諾した目的及び利用態様以外の使用を禁止
 - 第三者への無断使用の許諾を禁止
 - データの仕様書の開示に伴う技術情報の開示条件を規定
 - 代理店等の有する他のデータベースと区別した管理を要請
- ②再提供先との契約事項（データ利活用のポイント集Q5）
 - 代理店等による他者への再提供時における遵守事項や再提供先に対する利用目的、利用範囲の報告義務を規定

✓ 地図データの正確性の不保証

（データ利活用のポイント集Q6）

- 時々刻々と変わる現実情報と地図データの完全一致は不可能であるため、保証の対象外

✓ 地図データの使用記録の作成・開示と監査条項

（データ利活用のポイント集Q1,Q2）

- 監査の結果、契約に違反する地図データの使用が発覚した場合、監査に要した費用、地図データの使用に係る対価及び違約金の支払義務を規定

事業の仕組みのポイント

✓ 個人情報保護法に基づく個人データの第三者提供停止請求への対応（データ利活用のポイント集Q9）

- 個人からの請求の受付から第三者提供停止に至るまでを確実に対応するため、個人情報保護管理責任者の設置や社内規程の整備により組織的なフローの確率に加え、データベース上での技術的な仕組みも形成

✓ データの使用範囲を制限する仕組み

（データ利活用のポイント集Q5）

- 配信という形式でのデータ提供においては、配信サーバへアクセスする接続元サーバの限定やID・パスワードによりアクセスする者にのみ配信する仕組みを形成

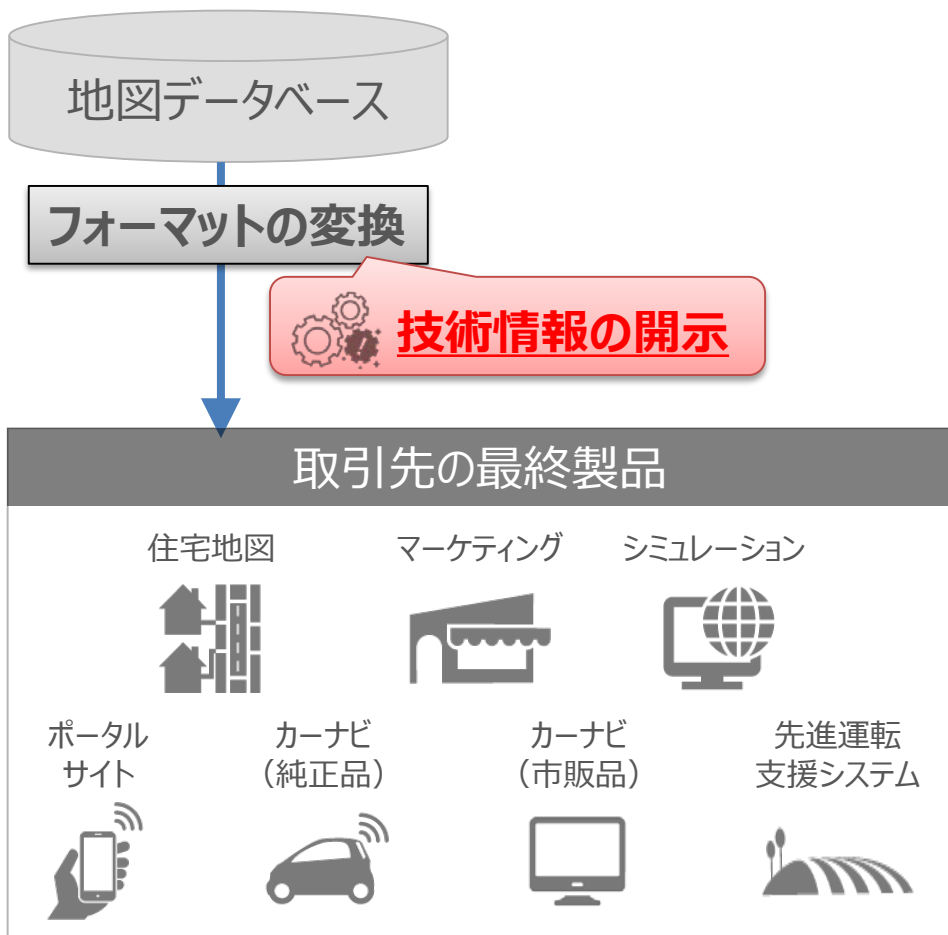
不正使用等の立証
に役立ち得る！

不競法上の限定提供データにおける
“限定提供性”や“電磁的管理性”
の要件を充足し得る！

地図データを提供する際の技術情報開示条件のポイント

課題

地図データベースから地図データを提供する際、取引先の最終製品に応じた様々なフォーマットへの変換のため、**技術情報（フォーマット仕様書等）の開示**が必要。



対策

開示条件の規定によって、不競法上の
“営業秘密”の3要件を充足し得る！

情報漏えい等の観点から**“技術情報開示条件”を規定**

複製・改変等の 原則禁止	顧客による使用目的及び使用態様を具体的に規定したうえ、当該目的及び態様以外での使用を禁止。 また、事前承諾なき複製、改変等の行為を禁止。
契約（開示） 期間を限定	契約（開示）期間を有期とする。契約終了時には、技術情報（複製物、派生物等を含む）について、下記「破棄／返還証明の義務付け」に記載の措置を講じることを規定。
閲覧可能者 を限定	管理責任者を規定のうえ、契約で特定した使用目的に係る必要最小限の役員、従業員のみへの開示に限定。
破棄／返還証明 の義務付け	技術情報の提供の根拠となった契約書名、対象技術情報（複製物・派生物等を含む）及び講じた措置（返還、破棄又は消去）を明記した証明書に押印のうえ、提出を規定。

データの提供には、データ自体を提供する対価として金銭を得るだけでなく、対価として自社が保有していないデータや知見を得ることを目的とする場合もある。

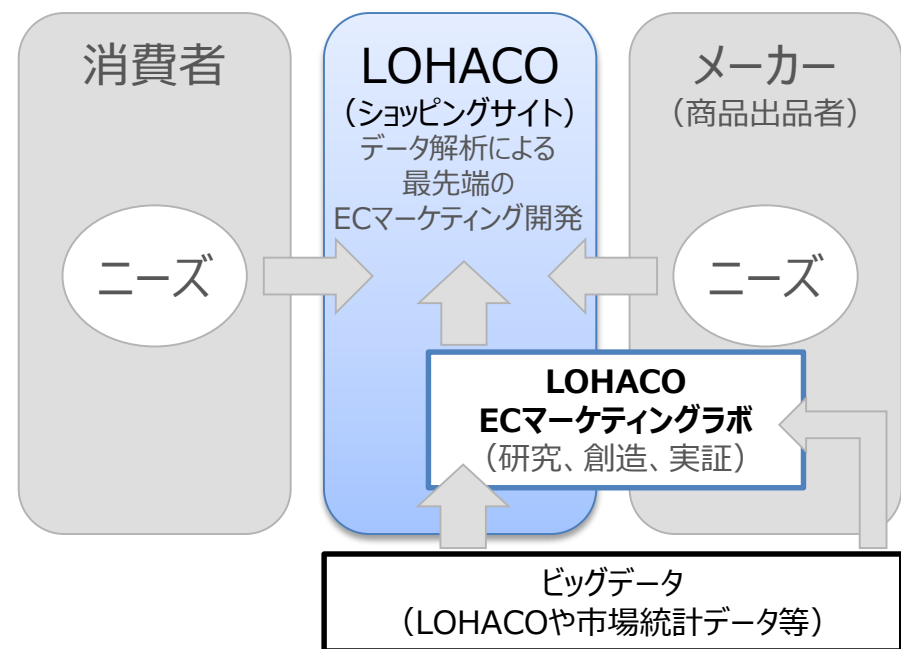
ーデータ利活用のポイント集33頁ー

- データを相互利用し、新たなビジネスやサービスを生み出す試みがなされる事例も増えている。

事例

ASKUL Corporation
アスクル株式会社

社会最適のECビジネスを創造し、社会利益を実現する



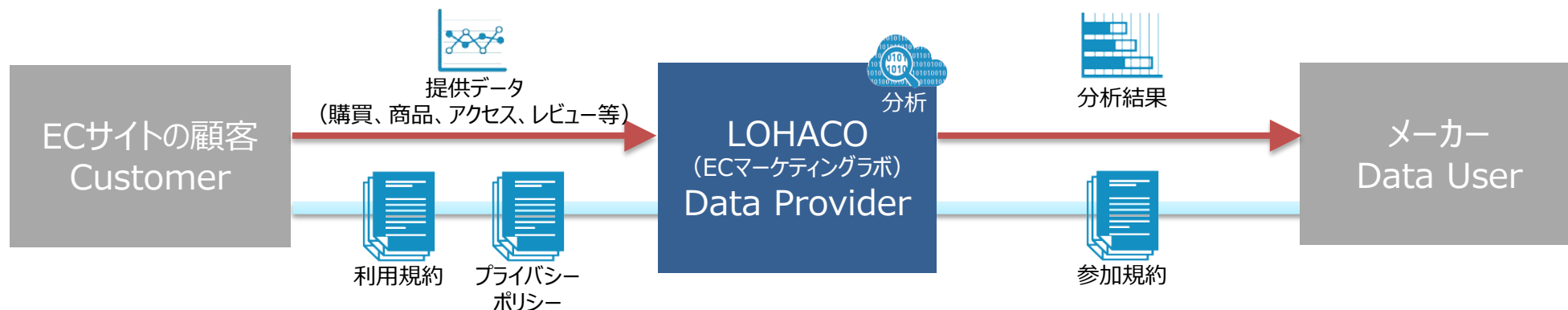
Before

日用品のショッピングサイトを運営。消費財業界のメーカー（商品出品者）はビジネスや製品に変化の必要性を感じているが、現在の消費者を理解するためのデータをメーカーが十分に保有していない場合が存在。

After

メーカーの研究・創造・実証を支援するため、消費者向けECサイトの顧客データや購買データを参加企業にオープンに提供し、すべての参加企業のデータを閲覧可能とする「ECマーケティングラボ」を構築したことで、生活者起点の商品デザインという新たな製品化の切り口に発展。

収集したデータの流れ・留意するポイント



契約のポイント

✓ 個人情報保護法に対応するための措置

(データ利活用のポイント集Q9)

- 利用規約とプライバシーポリシーによって、顧客から第三者提供のための実施許諾を取得。
- 個人情報の第三者提供を可能にするために提供先・提供方法・提供項目を明示し、顧客にとって透明性が高い情報取扱方針を開示。

サーバーを物理的に分けることで、意図せぬ情報漏えいを抑制し得る

事業の仕組みのポイント

✓ ECマーケティングラボの運用

(データ利活用のポイント集Q12)

- 商品出品者のメーカーを含む全140社、約500名の研究員に対して、ECサイトの顧客データや購買データ等のビッグデータをラボ参加企業にオープン化。
- 参加企業には、全ての参加企業のデータを閲覧可能とし、これらのデータに基づきビッグデータ分析を行うことにより消費者の購買行動や嗜好・ライフスタイルの研究を実施。
- オープン化するデータには個人情報及び個人を特定・再識別化できる情報は含まれず、サーバーは物理的に別に管理。

データ提供者へのインセンティブ設計のポイント

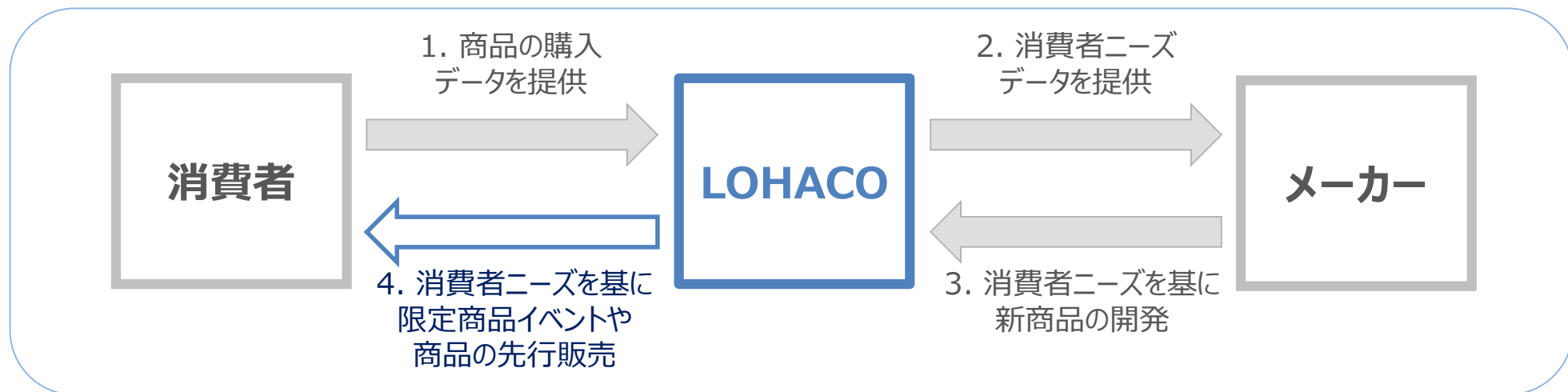
課題

消費者から購入時に預かった購入データ（購買、商品、アクセス、レビュー等）をメーカーに提供する以上、それに見合った価値を体感してもらう必要があり、消費者の生活上のニーズを満たす新たなアイデアの商品を提供することが求められる。

対応

データ提供者向けに限定商品イベントや先行販売を行うことで**データ提供を促すインセンティブを付与**

- 消費者ニーズに基づく商品開発を具現化したイベントとして限定商品を一同にそろえたイベントを毎年開催、先行発売や無料サンプリング、商品レビューに対してのポイント還元を積極的に実施。
- 消費者の声がメーカーの製品の開発に反映されていることを直接感じることができる活動を積極的に行うことで、データ提供への理解度が向上。



業界団体や業界各社が設立した合併企業のような中立的な立場の団体・企業が、業界各社間のデータ流通を促進するために、意図的に、プラットフォームを形成することもある。

ーデータ利活用のポイント集112頁ー

- データ利活用の一場面として、「提供」、「取得・保有」、「使用」といった関わり方だけではなく、プラットフォーム事業の展開が検討されるケースもある。

事例

LANDLOG Ltd.
株式会社ランドログ



Before

建設業界では、労働生産性向上のためにICT建機※を導入し始めたが、ICT建機単体の能力を向上させても、施工全体の生産性には大きく寄与できていなかったという課題が存在。

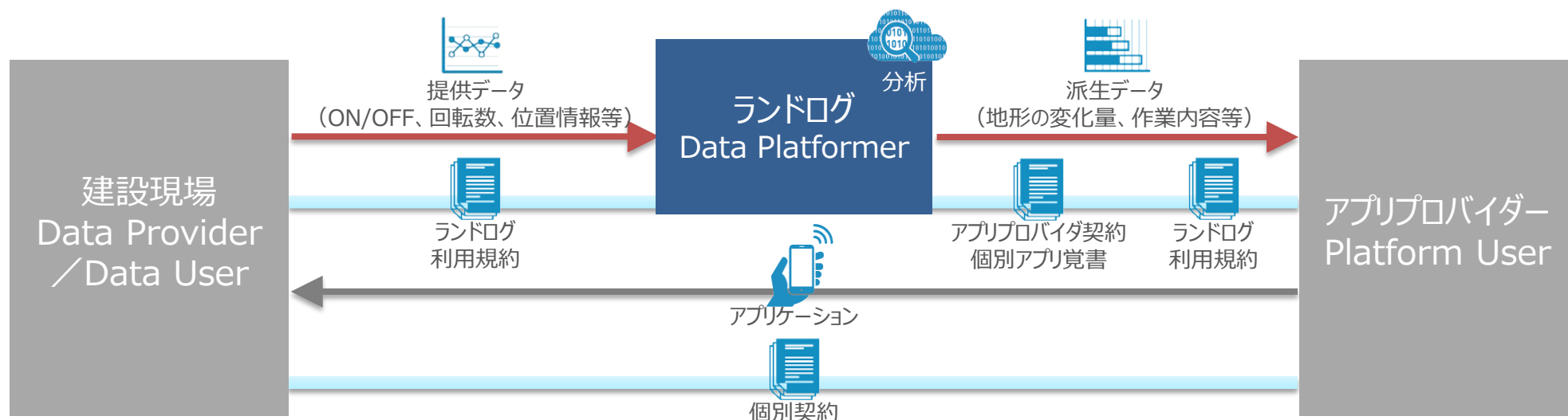
After

建設現場のあらゆるデータを収集し、蓄積されたデータを解析することで、施工状況のリアルタイム動画や進捗状況の共有が可能となるアプリケーションの提供が可能なプラットフォームを構築。

※ICT(Information and Communication Technology)建機：作業装置の自動制御やオペレーターに操作ガイドを表示可能なシステムを搭載した建設機械。

収集したデータの流れ・留意するポイント

ICT建機等のデータをランドログに提供し、ランドログで加工の上、アプリプロバイダーにデータを提供し、適切なアプリをアプリプロバイダーが開発し、建設現場がアプリを活用するケース



契約のポイント

不競法上の“営業秘密”や
“限定提供データ”の3要件を充足し得る！

- ✓ **開示範囲の合意**（データ利活用のポイント集Q1）
 - アプリプロバイダーへのデータ提供時に、データの開示範囲を合意し、アプリプロバイダーの先の第三者への開示を抑制。
- ✓ **遵守事項を記載**（データ利活用のポイント集Q24,30）
 - ランドログは、建設現場やアプリプロバイダーと利用規約を締結し、ランドログおよびアプリプロバイダーのデータ利用範囲を規定。
 - 建設現場側の承諾がなければ、アプリプロバイダーへのデータ提供は行わないように規約とシステムで制限。

事業の仕組みのポイント

- ✓ **データ提供への承諾**（データ利活用のポイント集Q30,31）
 - 権限の認可を行うオープンスタンダード(OAuth_※2.0)の仕組みを用いて、ユーザーの認証や認可を実施。これにより、未承諾のアプリケーションによるユーザーデータへのアクセスを制御。

※ OAuth（オーオース）：開発者に対し、リソースアクセス権限の認可を行うためのオープンスタンダード。

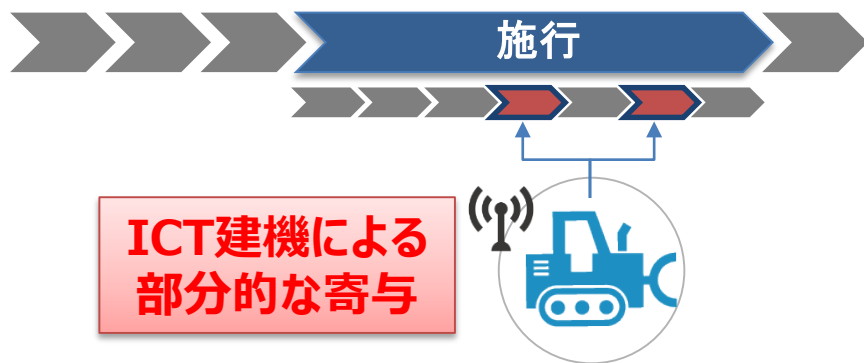
プラットフォームとしての信頼性の
確保につながり得る！

多くのデータ提供者やデータ取得者の参加を促すプラットフォームのポイント

課題

ICT建機※単体の能力を向上させても、施工全体の生産性向上には大きく寄与できていなかった。

また、建機や施工プロセス中心のアプローチだけではなく、土木・建設業に間接的な関わりを持つプレイヤーも不可欠と考えられ、建設生産プロセス全体を包括する新たなプラットフォームが求められていた。

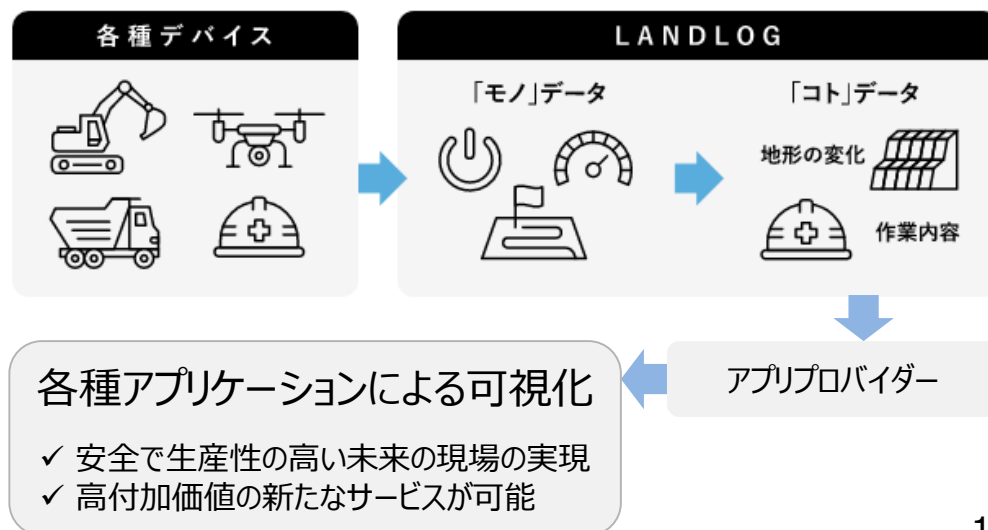


※ICT(Information and Communication Technology)建機：作業装置の自動制御やオペレーターに操作ガイドを表示可能なシステムを搭載した建設機械。

対応

プラットフォームは、多数の参加者のデータの取り扱いに関与し、関係者間の利害調整が必要であり中立性を求められることが多いため、異なる得意領域の4社が集まり中立的なプラットフォームを設立。

- 中立的な立場により他の企業と連携することで、各種センサの接続を実施し、環境・地形・資材・スタッフといった建設生産に関わるすべての「モノ」からデータを収集可能。
- また、地形の変化量やスタッフの作業内容等に加工されたデータを各種アプリケーションが可視化することで、提供データの利用価値も向上。



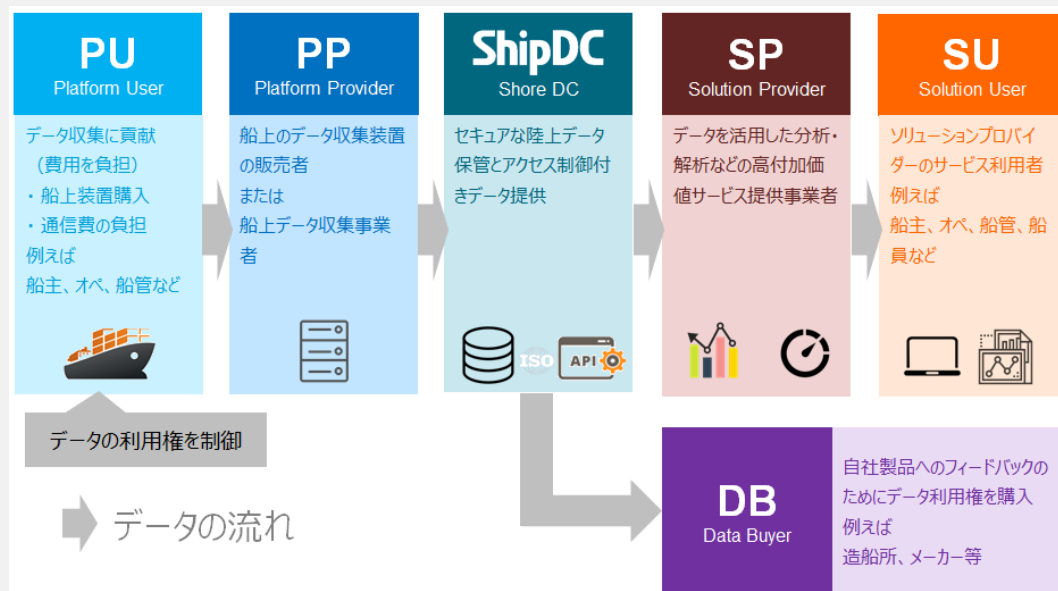
プラットフォームに係る事例も様々なものがあるが、新たなビジネスを創造しようとする多数の企業がデータを共有し、これを活用するための仕組みとして構築されるものが多い。

ーデータ利活用のポイント集113頁ー

- プラットフォームを運営する場合には、プラットフォームを形成する意味やプラットフォーム事業者の中立性の確保、データ提供を促すインセンティブ設計、利益の還元の仕方をどうするか、プラットフォーム事業者の責任制限、プラットフォーム事業者の監査権限等といった検討事項が考えられる。

事例

ShipDataCenter 株式会社シップデータセンター



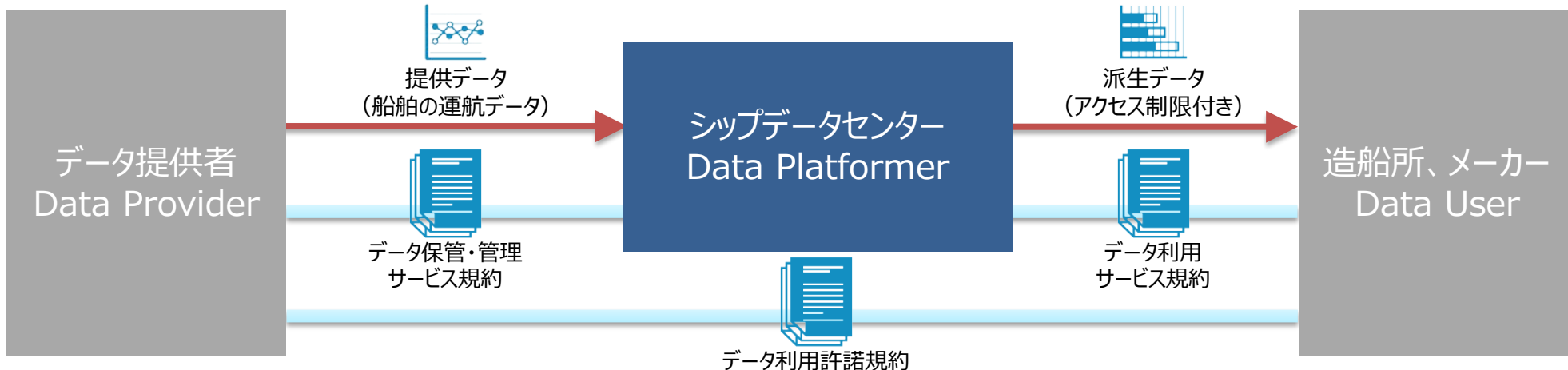
Before

海事業界では、各社でデータが閉じて利用されており、各社間の様々なデータ利活用には手続や情報量への対策が必要。

After

データ流通に関わる部分を共創領域とし、コンソーシアムへの参加企業による協議を通じた環境整備やルール策定を行い、関係者がつながる分業体制を構築したことで、各社が得意分野に集中することができ、ビッグデータの収集が可能に。

収集したデータの流れ・留意するポイント



契約のポイント

不競法上の“営業秘密”や
“限定提供データ”の3要件を充足し得る！

✓ 限定提供データ・営業秘密の該当性を

担保するための措置（データ利活用のポイント集Q1,2,30）

- データ提供者が不競法による保護を受けられるように、限定提供データや営業秘密の該当性、「不正競争」該当性を意識して目的外使用禁止や第三者提供禁止等を規定。

✓ データその他契約のポイント（データ利活用のポイント集Q32）

- データ使用者側の懸念にも配慮し、データ提供者によるデータの取得過程に関する一定の表明保証条項を規定。
- 契約ガイドライン[※]をベースに、データオーナーシップ、データの利用条件、責任、二次加工条件等について協議を重ねて規定。
- データ提供者が提供データに対するコントロール権限を保有する枠組みとするため、PF参加者とPFでサービス規約を規定し、データ提供者とデータ使用者間もデータ利用許諾規約を規定。

事業の仕組みのポイント

✓ 参加者間での公平な費用分担

（データ利活用のポイント集Q31）

- データ取得のためにデータ提供者が設備投資に負う費用を多様なステークホルダー間において公平に分担できる仕組みを構築。

✓ データ標準化対応とアプリ間競争によるイノ

ベーションへの期待（データ利活用のポイント集Q29）

- AIによる標準データ名称への変換システムの構築等によるデータカタログの整備によって、ユーザーは個別のアプリやソフトウェアベンダーのロックインから解放されるため、競争が促進。

※ 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>

プラットフォームの設計に際し、信頼性の確保を意識したポイント

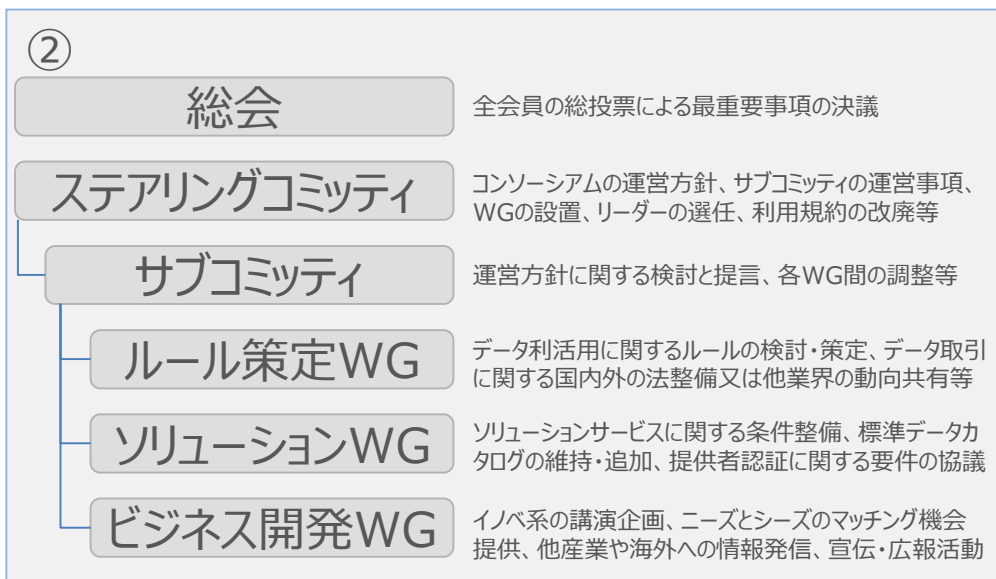
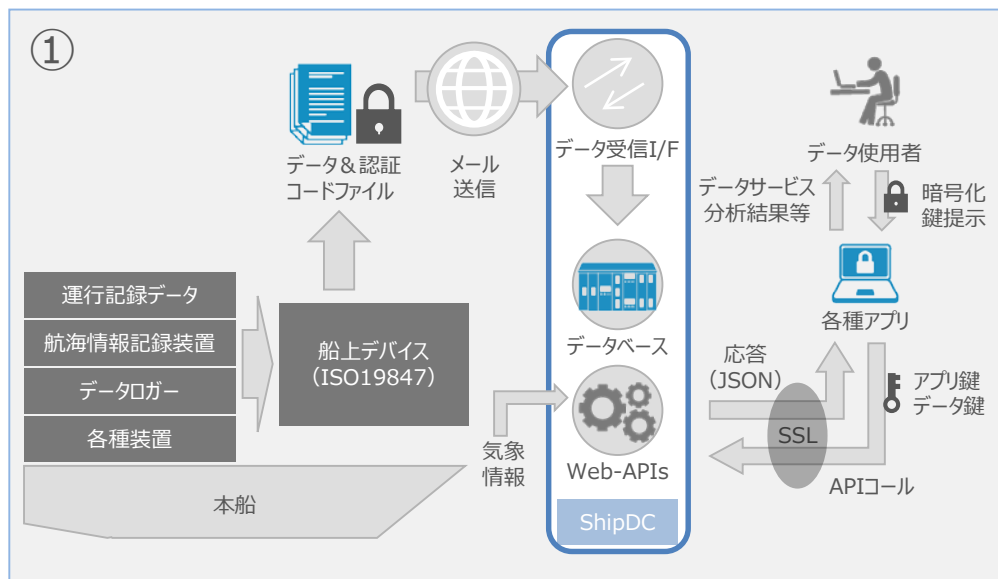
課題

プラットフォーム事業者には、信頼性確保の観点から、サイバーセキュリティ対策を実施することや、適切な利用規約等を定めた上で、参加者が利用規約等を遵守しているかモニタリングし、適切な監査の実施や苦情等の対応を行うことも求められる。

対応

サイバーセキュリティ対策や透明性を高めることがプラットフォームの信頼性を確保する観点から重要。

- ① 船上で収集された様々なデータを、サーバー間通信によりセキュアな共有データベースに登録し、データ受信インターフェースやアクセス制御、AIによる標準データ名称への変換等を用いたデータ提供を実施。
- ② 公平性・信頼性および独立性のある活動を推進するため、会員企業により構成される組織を設立し、各種ワーキンググループ（WG）の活動を運営。



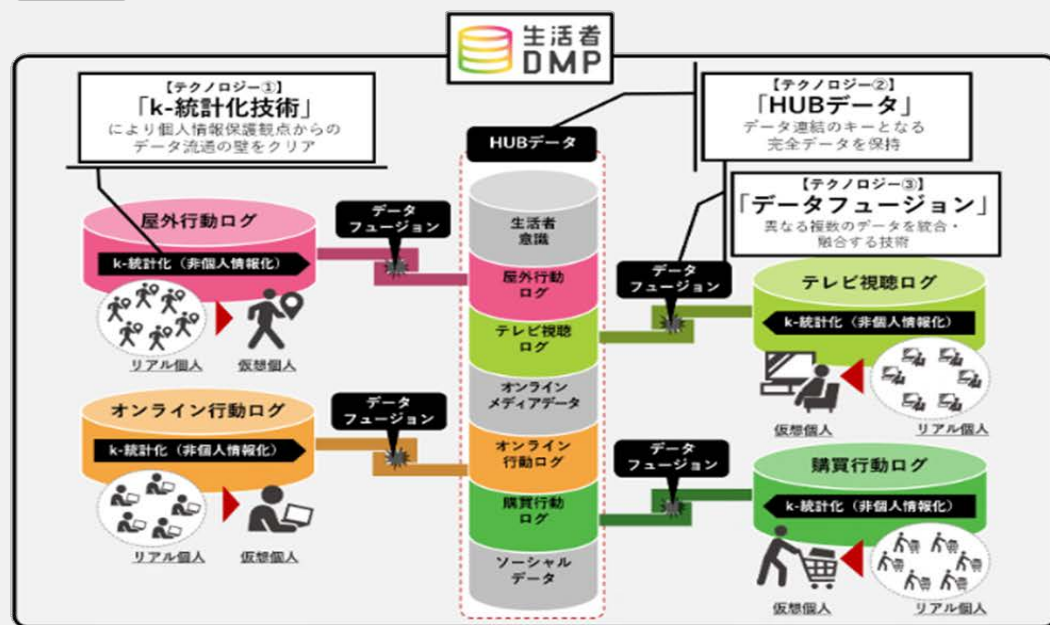
データを使用することで具体的にどのようなことが実現できるのかは、実際に実証を行ってみたいとわからないことも多い。

ーデータ利活用のポイント集11頁ー

- データ利活用により得られるベネフィットとリスクを踏まえた上で、リスクが発生する可能性をへらしつつリスクテイクするといった方針を明確に示すことで、社内の統制を図ることにより、新規顧客の獲得や新たな付加価値の創出など、データの新たな利活用によるコトづくりによって成功しているケースも見られる。

事例

DEX
株式会社Data EX Platform



Before

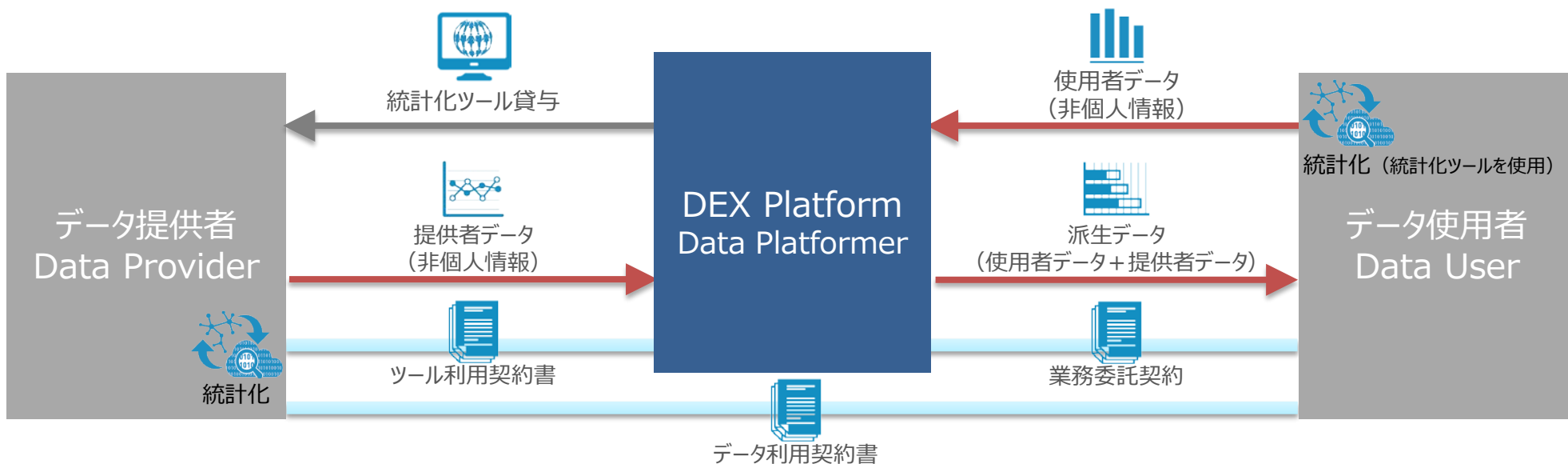
個人情報やプライバシー問題への対策、プラットフォームの未整備等によって、企業間・事業間のデータ統合が進みにくいという課題が存在。

After

個人情報を非個人情報に加工した上で統合して活用するソリューションを顧客に提供するプラットフォームを構築することで、生活者データを保護しながらデータ利活用の高度化を実施。

収集したデータの流れ・留意するポイント

データ提供者が有する個人情報をデータ使用者に提供する際に、非個人情報に加工する統計化および提供者と使用者のデータの統計的紐づけ処理を業務委託として請け負うケース



契約のポイント

不競法上の“営業秘密”や
“限定提供データ”の3要件を充足し得る！

- ✓ **関係者間の契約** (データ利活用のポイント集Q7,12,25,27)
 - 関係者間ごとに契約を分け、開示許諾を含む契約を締結することで、それぞれにあった利用範囲やデータの取扱いについて規定することが可能。

事業の仕組みのポイント

- ✓ **個人情報に該当しないための措置** (データ利活用のポイント集Q9,15)
 - 個人情報を統計化するため、マイクロクラスタリングを実行する統計化ツールをデータ提供者に貸与。
 - データ提供者は、DEXから貸与されたツールを利用し、スタンドアローンのPC内で統計化データを作成し、データを提供。これにより個人情報が外部に出ることはなく、仮想的な統計情報のみが流通。

個人情報に関連するデータ提供のポイント

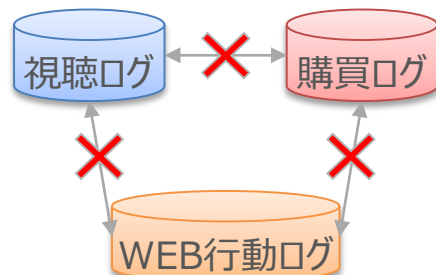
課題

個人情報侵害の懸念やデータの統合が技術的に難しいことから、データ提供が進まない。

個人情報侵害の懸念



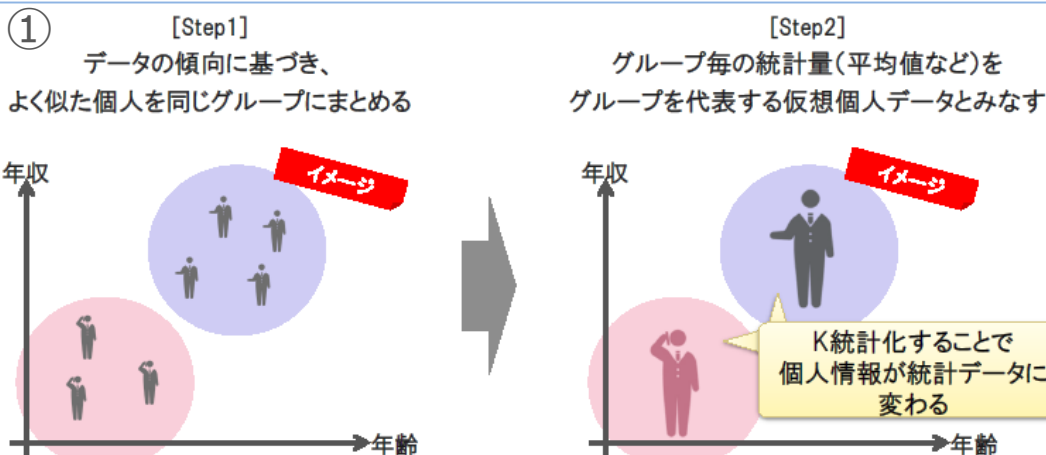
統合の困難による分断



対応

個人情報やプライバシーを保護しつつデータを流通させることが可能な統計化ツールを提供。

- ① 特徴がよく似た個人情報を統合し、統計データ化するマイクロクラスタリングという手法を用いて、仮想的な個人となる統計データだけを外部に提供することで、個人の特定や攻撃が困難になり得る。
- ② 統計的に似た特徴を持つ仮想個人データ同士を統計的に紐付けることで、顧客が保有しないデータの欠損部分を補完することも可能。



② 共通する変数をもとに似ている人を紐付け

#	年齢	性	年収	食品購買額	服飾費	TV視聴時間	購買雑誌
01	25	男	250万	20,000円	13,000	6.2	A
02	32	女	500万	8,000円	90,000	6.1	B
03	51	女	400万	17,000円	23,000	4.5	B, C
04	36	男	700万	10,000円	14,000	1	
05	40	女	1100万	11,000円	20,000		
06	18	男	80万	25,000円	500		
:	:	:	:	:	:	:	:

#	年齢	性	年収	食品購買額	服飾費	TV視聴時間	購買雑誌
01	25	M	150万			7.3	A
02	25	M	550万			5.5	A, B
03	50	F	1200万			2.4	C
04	44	M	70万			4	なし
05	32	F	900万			0	D, E, F
06	18	M	80万			3.5	F
:	:	:	:	:	:	:	:

双方のデータの特徴を保持できるメリットがある

データ利活用の事例集

発行 2021年2月

編著 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室